

**イヌを飼育されている方へ
狂犬病の予防接種をお忘れなく**

生後90日を過ぎたイヌの飼い主は、イヌの登録と、毎年1回の狂犬病予防ワクチンの接種が法律で義務づけられています。集合注射の機会をぜひ活用してください。

※ 動物病院での個別接種も可能です(注射料金は病院によって異なります)。

4月 (駐)：駐車場

	とき	ところ
11日(木)	9:15~ 9:35	田舎ランド鴨内校庭
	9:50~10:15	那須塩原市森林組合(駐)
	10:30~10:50	洞島多目的集会施設(駐)
	11:15~11:50	青木2区集落センター(駐)
	13:10~13:40	高林活力増進センター(駐)
	13:55~14:25	青木3区自治公民館(駐)
	14:50~15:30	とようらコミュニティ公園
	15:45~16:15	シニアセンター(駐)：鍋掛
12日(金)	9:00~ 9:50	黒磯保健センター(駐)
	10:00~10:50	市役所本庁舎(駐)
	11:00~11:40	黒磯公園グラウンド
	13:10~13:50	東原地域活動センター(駐)
	14:05~14:50	稲村公民館前(駐)
	15:05~15:30	埼玉公民館(駐)
	15:45~16:10	くろいそ運動場東側(駐)
13日(土)	9:00~ 9:15	板室温泉公営(駐)
	9:30~ 9:55	旧穴沢小学校(駐)
	10:10~10:45	戸田多目的集会施設(駐)
	11:10~11:40	青木1区多目的研修センター(駐)
	13:10~16:00	市役所本庁舎(駐)
14日(日)	9:10~ 9:30	無栗屋多目的集落センター(駐)
	9:50~10:10	波立小学校側温泉神社前広場
	10:25~10:45	北和田公民館(駐)
	11:00~11:20	旧東那須野給食センター(駐)
	11:30~11:55	沓掛集落センター(駐)
	13:20~13:55	東那須野公民館(駐)
	14:10~14:30	下中野公民館(駐)
	14:40~15:05	金乗院第2(駐)
15日(月)	9:10~ 9:25	熊久保公民館(駐)
	9:35~10:05	寺子一里塚公園向い空地
	10:15~10:45	鍋掛公民館体育館前(駐)
	11:00~11:30	野間自治公民館(駐)
	13:10~13:30	佐野集会所(駐)
	13:45~14:05	三本木公民館(駐)

ここが怖い 狂犬病

狂犬病はイヌなどを介して感染するウイルス性の感染症です。発症すると有効な治療法がなく、そのまま死に至る恐ろしい病気とされています。日本では狂犬病予防ワクチンにより1956年以降発症例はありませんが、現在でもアジアでの発症事例が多く、毎年5万人が命を落としています。

◆注射料金 1頭3,500円(新規の登録は別途3,000円が必要)

◆注意事項

- ・登録犬の飼い主には、個別に問診票ハガキを送付するので、当日持参してください
- ・予防接種により、まれにアレルギー反応が起こる場合があります。接種後、何らかの異常がある場合は、速やかに(公社)栃木県獣医師会会員の動物病院に問い合わせてください

5月

	とき	ところ
11日(土)	9:20~ 9:40	東赤田公民館(駐)：公民館裏
	10:05~10:45	西公民館(駐)
	11:00~11:40	西三島公民館(駐)
	13:10~13:40	西那須野庁舎北(駐)：図書館脇
	13:55~14:25	南公民館(駐)：二区町
	14:45~15:05	大山公民館(駐)
	15:20~15:45	石林公民館(駐)
	12日(日)	9:20~ 9:50
10:05~10:25		二区町公民館(駐)
10:40~11:15		二つ室公民館(駐)
11:30~11:55		下永田公民館(駐)
13:20~16:00		三島公民館脇(駐)
13日(月)	9:20~ 9:50	上井口公民館(駐)
	10:05~10:35	狩野公民館(駐)
	10:50~11:40	にしなすの運動公園サブグラウンド
	13:10~13:50	西公民館(駐)
	14:10~14:50	南公民館(駐)：二区町
	15:05~15:45	西那須野庁舎北(駐)：図書館脇
	9:20~10:00	ハロープラザ：入口付近砂利(駐)
	10:15~10:35	金沢下コミュニティセンター(駐)
19日(日)	10:50~11:10	宇都野集落センター(駐)
	11:25~11:50	大貫小学校砂利(駐)
	13:30~13:50	横林小学校(駐)
	14:05~14:25	日の出集落センター(駐)
	14:40~15:00	アグリパル塩原(駐)
	15:30~16:00	塩原庁舎(駐)



**最後まで愛情と責任をもって
ペットの飼育マナーを守りましょう**

▶問い合わせ
環境管理課
☎0287(62)7142

あなたのかわいい家族が もしかすると迷惑をかけているかも…

市には、イヌのフンの放置や放し飼い、捨てイヌ、捨てネコなど、依然としてペットに関する苦情が数多く寄せられています。ごく一部の飼い主の「大丈夫」「ちょっとだけ」といった意識から、近隣住民に多大な迷惑がかかっている場合も…。ペットの飼い主やこれから飼い主となる人は、動物の本能や習性を十分に理解した適正な飼育を心掛けましょう。

《イヌの散歩にウンポイント》

イヌは、柵や檻などの囲いの中か、固定した物に鎖などでつないで飼うように義務付けられています。イヌが苦手な人もいます。散歩や運動をさせるときに“少しだけ…”とイヌを放すことはしないでください。



《フン害で憤慨しないように》

イヌの散歩の際は、フン処理用の道具を携帯し、責任をもってフンを持ち帰りましょう。場所によってはオシッコの跡を水で洗い流すなどの配慮も必要です。ネコの場合は、敷地内にネコ用トイレを設置し、そこで排泄するようしつけましょう。



ペット(イヌ・ネコ)の正しい飼い方

《飼育頭数のコントロール(避妊・去勢)》

不幸な命を増やさないために、避妊・去勢手術を適切に行いましょう。市では、イヌ・ネコの手術にかかる費用の一部を助成しています。



《終生飼養》

ペットは最後まで愛情を持って飼いましょう。飼い主にはその一生を見届ける責任があります。やむを得ず飼えなくなったときは、新しい飼い主を探してください。



《所有者明示》

迷子になったり災害が発生したときのために、イヌは首輪に鑑札、注射済票、ネコは首輪に名札を付けて、所有者を明らかにしておきましょう。



《室内飼養》

室内で飼うことで事故や病気の感染、ご近所とのトラブルを防止できます。



◆あなたの善意が迷惑に…

無責任なエサやりはやめましょう

「かわいそう」「ちょっとだけ」…善意でのエサやりが近所トラブルにつながります。エサを与えることで近所から「飼い主である」と誤解を招くことになります。

飼うなら責任を持ってフンの始末や、避妊・去勢をし、他人に迷惑をかけないようにしましょう。



🐾イヌ・ネコの飼育で困ったら…

こんな悩みに専門の相談員が応じます。

- ・飼いイヌの無駄吠えをなんとかしたい
- ・飼いイヌが人を咬んでしまった
- ・負傷しているイヌ、ネコがいる
- ・野良イヌ、ネコで困っている
- ・ペットの譲り先が見つからない

▶県動物愛護指導センター
☎028(684)5458

